

新旧対照条文

◎厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第四 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 リツキシマブ静脈内投与療法 難治性天疱瘡（ステロイド抵抗性）のもの又はステロイドを減量する過程で再燃したものに限る。）</p> <p>四 チオテパ静脈内投与、カルボプラチン静脈内投与及びエトキシド静脈内投与並びに自家末梢血幹細胞移植術の併用療法 髄芽腫、原始神経外胚葉性腫瘍又は非定型奇形腫様ラブドイド腫瘍（再発したもの又は難治性のものに限る。）</p>	<p>第四 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>